

P T A 会員各位

P T A 総合保険について

P T A で加入している保険の契約内容についてご案内致します。

■ P T A 団体傷害保険の内容

1. 本保険の契約者 花小金井南中学校 P T A

2. 被保険者(保険の対象となる者)

- (1) P T A 会員(父母会員および教師会員をいう)
- (2) P T A の属する学校に在籍する生徒
- (3) P T A 会員の同居の親族
- (4) P T A 行事への参加が事前に P T A より認められている者
(P T A 行事に参加するボランティア等をいう)

3. 保険金が支払われる場合

被保険者が次に掲げる場合に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して保険金が支払われる。(ただし、日本国内における事故に起因するものに限る)

- (1) 被保険者が P T A 会員の所属する P T A の管理下において P T A 行事に参加している間。
- (2) 被保険者が P T A 行事に参加するため、P T A が指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中。

(注)① P T A の管理下とは、P T A の指揮、監督および指導下をいう。

② P T A 行事とは、P T A が企画、立案し、主催又は共催する行事で P T A 総会、運営委員会など P T A 会則(いかなる名称であるかを問わない)に基づく手続きを経て決定されたものをいう。

③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象になりうるべき傷害事故の場合には、この保険の対象とならない。

4. 支払われる保険金の種類

- (1) 死亡保険金 事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額が支払われる。
ただし、すでに後遺障害保険金が支払われている場合は、その全額を差し引いた金額が支払われる。

- (2) 後遺障害保険金 事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺

障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%が支払われる。ただし、支払われる後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ死亡・後遺障害保険金額を限度とする。

- (3)入院保険金 事故によりケガをし、入院した場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額が支払われる。
- (4)手術保険金 事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合に、入院中に受けた手術については入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術については入院保険金日額の5倍が支払われる。ただし、1事故につき1回の手術に限る。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、「入院中に受けた手術の場合」の手術保険金が支払われる。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
- ※以下の手術は対象外：創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または間接の非観血的または徒手な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術
- ②先進医療に該当する手術
- ※先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限る。
- (5)通院保険金 事故によりケガをし、通院した場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額が支払われる。ただし、入院保険金を支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金は支払われない。

(注)これらの保険金は、労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等とは関係なく支払われる。

5. 保険金が支払われない主な場合

- (1)つぎの理由により生じたケガに対しては保険金が支払われない。
- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ②自殺行為・犯罪行為または闘争行為
 - ③無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転できないおそれがある状態での運転
 - ④脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除く)、核燃料物質等によるもの
 - ⑥頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
 - ⑦地震・噴火または津波による事故 など

■ P T A賠償責任保険の内容

1. 本保険の契約者 花小金井南中学校 P T A

2. 被保険者(保険の対象となる者)

(1) P T Aが負担する賠償責任については

- ・ P T A

(2) 生徒などが負担する賠償責任については

- ・ P T Aの生徒
- ・ P T Aの生徒の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって P T Aの生徒を監督するもの (P T Aの生徒の親族に限る)

3. 保険金が支払われる場合

(1) P T A管理者が負担する賠償責任

P T A活動遂行中に発生した次の①または②の事故につき、 P T Aが法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金が支払われる。

① P T A活動遂行中、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合 (P T A活動危険)
〈事故例〉

- ・ 水泳大会を開催中、生徒が死亡し監督上の責任を問われた。
- ・ 映画会を主催したところ、入場者多数のため将棋倒しとなりケガ人がでた。

② P T Aが学校等第三者から借用したスポーツ用具や教育資材等 (受託物)を P T A会員や生徒が壊したり、紛失したり、盗まれたりした場合 (受託物危険)

〈事故例〉

- ・ 学校から借りたバレーボールネットが盗まれた。

(2) 生徒等が負担する賠償責任

P T Aの生徒が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担する場合に保険金が支払われる。(生徒賠償危険)

〈事故例〉

- ・ P T Aの生徒が誤って他人の自動車にキズをつけてしまい、生徒の親が監督上の責任を問われた。

4. 支払われる保険金の種類

(1) 被害者に支払うべき損害賠償金

(2) 被害者に対する応急手当、その他緊急措置に要した費用

(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用

5. 保険金が支払われない主な場合

(1) 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任

(2) 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任

- (3)地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
 - (4)被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、その他の工事に起因する賠償責任
 - (5)自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除く)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - (6)飲食物に起因する賠償責任
 - (7)被保険者が借用した受託物の欠陥、自然の消耗または性質による破損に起因する賠償責任
 - (8)被保険者が借用した受託物を貸主に返還した日から 30 日を経過した後に発見された受託物の破損に起因する賠償責任
- など

■保険金額と保険料

1. P T A 団体傷害保険

保険金額	
死亡・後遺障害	100 万円
入院保険金日額	1,350 円
通院保険金日額	900 円

年間保険料	
会員一世帯あたり 50 円	合計 50 円 × 522 世帯 26,100 円

2. P T A 賠償責任保険

保険金額	免責金額
P T A 活動危険 対人 1 名につき 50 万円	1 事故につき 対人 1,000 円
対人 1 事故につき 100 万円	対物 1,000 円
対物 1 事故につき 10 万円	
受託物危険 対物 加害会員 1 名につき 10 万円	1 事故につき
対物 保険期間中限度額 10 万円	対物 5,000 円
生徒賠償危険 対人・対物共通 1 事故につき 100 万円	1 事故につき 1,000 円

※ P T A 賠償責任保険については、契約時の生徒数により算出した概算保険料 (令和 5 年度は 78,450 円) を支払い、保険期間終了時の確定保険料との差額を精算する。

事故やケガなどが発生した場合、至急ご連絡ください。

連絡先：P T A 会計 小林文枝・貞包保子

hanamina.kaikei.r5@gmail.com